

区長報告第三号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定に基づき、令和三年度港区一般会計補正予算（第一号）を令和三年四月二十三日次のとおり処分したので、同法同条第三項の規定に基づき報告し、その承認を求めらる。

令和三年六月九日

港 区 長  
武 井 雅 昭

令和 3 年度

港区一般会計補正予算 (第 1 号)

## 令和3年度港区一般会計補正予算（第1号）

令和3年度港区の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 96,177 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 162,506,177 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年4月23日専決

港 区 長 武 井 雅 昭

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金		20,823,468	96,177	20,919,645
	2 国庫補助金	7,701,451	96,177	7,797,628
歳入合計		162,410,000	96,177	162,506,177

予算

予算

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 民生費		57,107,828	96,177	57,204,005
	2 児童福祉費	36,501,064	96,177	36,597,241
歳 出 合 計		162,410,000	96,177	162,506,177